

ワークルール教育の実施を広め労働者・労働組合の権利実現に取り組む決議

近年、非正規雇用労働者の増加、就労形態の多様化、労働組合の組織率の低下等、労働環境が大きく変化している。また、少なからぬ職場において、長時間労働による労働者の健康被害や過労自死の問題、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの労働者の人格侵害の問題などが発生しており、これらの問題が多く発生する「ブラック企業」の存在が広く認知されるようになっている。

かかる労働問題は、労働者が労働法制等に関する知識や労働関係における紛争への対処の経験が乏しく、不当な扱いだと感じて異議を申し出ることが難しいこと、また、そもそも労働者が自らに対する不当な扱いの違法性すら認識できないまま過酷な労働を強いられる、といったことに起因している例が少なくない。一方、使用者側においても知識・経験等が不足していることからトラブルとなっている例も多い。

労働者が、自らの権利が守られることを知らず、不当な扱いを社会の現実として受け入れるほかないと考えてしまう状況下では、仕事を通じて人間的に成長を図り、希望をもって安定した生活の基盤を築きながら、継続的に働き続けることはできない。また、労働組合の存在意義を認識し、組織率を高めることも困難である。使用者にとっても、法を守らない「ブラック企業」が跋扈するような社会においては、円滑かつ適切な企業活動を確保することは困難である。

労働者・労働組合の権利保障、適切な労使関係の構築のためにも、労働者及び使用者がワークルールの基礎的な知識を習得し、具体的な行動につなげるための実践的な教育が必要不可欠である。

このような認識の下、現在、ワークルール教育の必要性が認識されはじめ、当弁護団の各会員が全国各地の中学校、高等学校、大学等にてワークルール教育の実践をはじめている。また、2014年6月20日に制定された過労死等防止対策推進法に基づき、2016年から過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業として、各種学校に対する講師派遣事業も実施されている。

より広い範囲でワークルール教育が実践されるためには、社会全体でワークルール教育の必要性についてコンセンサスを形成するとともに、国や各地方自治体にワークルール教育推進のための法令を整えるよう働きかけ、労働者はもとより、学校教育段階においても児童・生徒・学生に対して、その発達段階に応じて構造的にワークルール教育の取組みを進めていくことが必要である。

日本労働弁護団は、ワークルール教育推進法の早期制定を引き続き求めていくとともに、各会員がワークルール教育に積極的に関与することが必要不可欠であることを再確認し、ワークルール教育を広範に浸透させ、労働者及び労働組合が様々な権利を享受し、権利行使ができる社会の実現に取り組むことをここに決意する。